

学校感染症患者出席停止通知書 兼 治癒証明書

平成 年 月 日

保護者

年 組 氏名

学校名 桐生市立広沢小学校

学校長名

下記感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。
治癒するまで登校を控えてください。

*これより医療機関にて記入

第二種	インフルエンザ	百日咳 ^{せき}	麻疹	流行性耳下腺炎
	風しん	水痘	咽頭結膜熱 ^{いん}	結核
第三種	腸管出血性大腸菌感染症		流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎

*学校保健安全法による分類

上記の病気は、学校保健安全法に定められた感染症に相当します。感染防止のため、次の期間出席停止が必要であると診断します。
また、治療の結果、上記の病気は治癒したことを証明します。

<出席停止期間> 月 日 から 月 日まで

平成 年 月 日

医療機関名

医師名 印

(注) 病気が治って登校するときは、この用紙を持参してください。

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。今冬におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目		
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱		登校可能							
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱								
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱								解熱		
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱								解熱		
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱								解熱		

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

桐生市立広沢小学校

校長 櫻井 禎人

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日 ： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日 ： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

保護者 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、「学校保健安全法」及び「学校保健安全法施行令」の規定に基づき、「学校保健安全法施行規則」の一部が改正されました。

このことを受け、群馬県では、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明して出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、新型コロナウイルス感染症における療養報告書を学校へ提出してください。

なお、今後、療養報告書の扱いが変更される場合は、追って通知いたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の対応・手順

【医療機関を受診した場合】

- ① 医師に「発症日」及び「登校可能予定日」を確認する。
- ② 速やかに学校に報告する。
- ③ 医師に確認した「発症日」を新型コロナウイルス感染症における療養報告書(以下、療養報告書という)に、記入する。
- ④ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ⑤ 出席停止期間の基準を満たしたら、「登校再開日」を療養報告書に記入し、登校時に学校へ提出する。

【自己検査を行い自宅療養する場合】

※市販の抗原検査キットを使用する場合は、必ず国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるものを使用すること。

- ① 陽性が判明したら、速やかに学校に報告する。
- ② 「発症日」(無症状の場合は「検体採取日」)を療養報告書に記入する。
- ③ 療養中は検温及び健康観察を行い、「症状軽快日」を療養報告書に記入する。
- ④ 出席停止期間の基準を満たしたら、「登校再開日」を療養報告書記入し、登校時に学校へ提出する。

出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

○ 新型コロナウイルス感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症日/ 検体採 取日		症状軽快				登校	
例 2					症状軽快		登校	
例 3						症状軽快		登校

【留意事項】

- ・発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目とする。
- ・発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・登校再開には、「発症した後5日」かつ、「症状軽快した後1日」の両方の基準を満たす必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

桐生市立広沢小学校
校長 櫻井 禎人

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 番 氏名

1 受診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診断日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	
2 療養	(1) 発症日(※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日(※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登校再開日(※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開は、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
(インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)

令和 年 月 日 保護者氏名